

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（環境省）

制 度 名	税制全体のグリーン化の推進		
税 目	環境関連税制等		
要 望 の 内 容	<p>第4次環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定）に基づき、持続可能な社会を構築するため、低炭素・循環型・自然共生など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、公平で効率的な税制を実現する。</p> <ul style="list-style-type: none"> エネルギー課税については、本年10月から段階的に施行される「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、エネルギー起源CO₂の排出抑制対策を強化するとともに、他のエネルギー課税（揮発油税や軽油引取税等）についても、環境負荷抑制効果を適切に確保し、その税収を国・地方の森林吸収源対策を含めた地球温暖化対策等に優先的に充当する。 車体課税については、現行の車体課税のグリーン化による環境効果を十分踏まえ、地球温暖化・公害対策の一層の推進、汚染者負担による公害健康被害補償のための安定財源確保の観点から、関連する税制も含め総合的・体系的に一層のグリーン化を検討する。 （※詳細については、要望事項「車体課税のグリーン化」を参照。） 		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （ － 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、環境の観点から公平で効率的な税制を実現することにより、持続可能な社会の構築の推進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>低炭素社会をはじめとする持続可能な社会の実現のためには、あらゆる施策を総動員する必要がある、税制はその有効な政策ツールである。</p> <p>第4次環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定）において、「税制については、諸外国の状況も含め、エネルギー課税、車体課税といった環境関連税制等による環境効果等を総合的・体系的に調査・分析することにより、税制全体のグリーン化を推進する」とこととされており、持続可能な社会の構築に向け税制面からの一層の検討が求められている。</p> <p>このため、持続可能な社会を構築する観点から、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、環境の観点から公平で効率的な税制を実現する必要がある。</p>	
	今回の要望に関連する	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>8. 環境・経済・社会の統合的向上 8-1. 経済のグリーン化の推進</p>
		<p>政策の達成目標</p> <p>低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、環境の観点から公平で効率的な税制を実現することにより、持続可能な社会の構築の推進を図る。</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>—</p> <p>同上の期間中の達成目標</p> <p>—</p>
<p>政策目標の達成状況</p> <p>我が国においては、これまでの環境関連税制がCO2排出抑制等に相応の効果をもたしていることに加え、エネルギー起源CO2排出抑制のための地球温暖化対策のための税の導入や、車体課税のグリーン化等の措置が講じられてきたほか、地方自治</p>		

		<p>体における産業廃棄物税や森林環境税等の導入が広がりを見せているなど、税制全体のグリーン化に一定の進展が見られる。</p> <p>しかしながら、国際的には、我が国の環境関連税制による負担水準は必ずしも高いとは言えないこと、我が国の炭素や廃棄物に係る税率は依然として低いこと、フロン税や公害汚染物質への課税等の税制が導入されていること、更にはEU等における環境税制改革の動きや二重の配当論等の様々な議論があること等を踏まえれば、税制全体のグリーン化に向けた更なる検討が必要である。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>税制全体のグリーン化は、税制を環境負荷に応じたものにし、環境負荷の抑制に向けた経済的インセンティブを働かせるなど、持続可能な社会を実現する上で有効な政策ツールである。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>持続可能な社会の構築に向けては、ポリシーミックスの一環として、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して各主体の経済合理性に沿った行動を誘導する経済的手法を活用することが必要であり、税制は環境基本計画において経済的手法として位置付けられており、持続可能な社会を実現する上で妥当な政策ツールである。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成 17～24 年度税制改正要望において、毎年度関連要望を提出。</p>